

農林水産分野における T P P 対策に関する要請

国は、環太平洋パートナーシップ協定交渉の大筋合意を受け、一早く、「総合的な T P P 関連政策大綱」（以下、「政策大綱」という。）を取りまとめ、農林水産関係について、当面必要と考えられる補正予算も可決した。

しかしながら、かつてない市場開放に、今なお、生産現場では、見通しの立たない将来に不安を抱いている。

このため、国においては、対策の恒久化を担保するための法整備や財源の安定的な確保など計画的かつ長期的な支援を確実に実行し、「農政新時代」に立ち向かおうとしている現場の生産者の努力や挑戦を全力で支える必要がある。

また、担い手不足や高齢化、生産資材の高騰など慢性的な課題への対応も急務であり、国内農林水産業の体質強化に積極的に取り組むことも必要である。

よって、国においては、地方における重要産業である農林水産業が、将来にわたり持続的発展が図られるよう、下記事項について、万全の措置を講じるよう強く求める。

記

1. 「政策大綱」に即し、平成 27 年度補正予算において措置された施策については、速やかな事業実施に努めること。
2. 重要 5 品目関連の対策については、農林水産関係者の意見を踏まえ、「政策大綱」において、畜産・酪農経営安定対策の法制化をはじめ経営安定対策の拡充が盛り込まれたが、今後も現場の声を真摯に受け止め、関税の撤廃や大幅な削減に備えた実効性のある経営安定・安定供給対策を講じること。
また、重要 5 品目以外の野菜や果樹等についても、生産性向上等の体質強化や競争力強化に資する施策を講じること。
3. 「政策大綱」において、「検討の継続項目」とされている「収入保険の導入」などについては、早急に検討を進めるとともに、随時情報を提供すること。

4. 今秋を目途に取りまとめる農林水産業の成長産業化を一層進めるための戦略については、現場の生産者が将来にわたり希望をもって経営できるように、中長期的な視点から幅広い検討を行い、国際競争力強化に向けて、地域の実情に十分配慮した経営安定・安定供給対策や基盤整備推進対策を講じること。

また、これら対策の財源については、既存の農林水産予算に支障を来たさぬよう確実に確保すること。

5. 中山間地域については、一層の体質強化が図られるよう、品質向上や高付加価値等による収益力向上支援など必要な措置を講じること。

6. 喫緊の課題である農林漁業者の高齢化や後継者不足、耕作放棄地の拡大などの構造的な問題の解決に向けて、積極的に取り組むこと。

平成 28 年 1 月 27 日

全 国 市 長 会